

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年10月14日
【四半期会計期間】	第9期第1四半期（自平成20年6月1日至平成20年8月31日）
【会社名】	サイバーステップ株式会社
【英訳名】	CyberStep, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 佐藤 類
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号
【電話番号】	03-5465-1500 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理室長 今坂 るみ
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号
【電話番号】	03-5465-1500 (代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理室長 今坂 るみ
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期 第1四半期 累計(会計)期間	第8期
会計期間	自平成20年 6月1日 至平成20年 8月31日	自平成19年 6月1日 至平成20年 5月31日
売上高 (千円)	198,543	901,027
経常損失() (千円)	175,420	39,395
四半期(当期)純損失() (千円)	210,559	351,788
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-
資本金 (千円)	334,895	334,895
発行済株式総数 (株)	21,755	21,755
純資産額 (千円)	599,629	832,099
総資産額 (千円)	1,026,552	1,090,062
1株当たり純資産額 (円)	29,670.34	40,877.77
1株当たり四半期(当期)純損失 金額() (円)	10,467.28	16,594.22
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	57.5	75.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	46,606	164,289
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	36,684	255,165
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	24,236	132,655
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	525,837	630,265
従業員数(人)	107	98

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等を含めておりません。

3. 当社は関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益については記載しておりません。

4. 第8期及び第9期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成20年8月31日現在

従業員数(人)	107	(2)
---------	-----	-----

(注)従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注状況

該当事項はありません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業の品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別	販売高(千円)
ロイヤリティー等収入	156,370
自社運営収入	42,173
合計(千円)	198,543

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当第1四半期会計期間における輸出高の総額及び販売実績に対する輸出高の割合は、次のとおりであります。()内は総販売実績に対する輸出高の割合であります。

輸出先	当第1四半期会計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	
	輸出高(千円)	割合(%)
韓国	79,478	50.8
台湾	30,044	19.2
中国	26,089	16.7
その他	20,758	13.2
輸出高計	156,370 (78.8%)	100.0

3. 当四半期第1会計期間における主要な販売先及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当第1四半期会計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)
WindySoft Co.,Ltd.	79,478	40.0
Gamania DigitalEntertainment Co.,Ltd.	30,044	15.1
Shanghai Shanda Networking Development Co.,Ltd.	26,089	13.1

2【経営上の重要な契約等】

(1)オンラインゲームのライセンス契約

当第1四半期会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
Game Capital B.V.	オランダ	オランダでの『ゲットアンプド』独占運営権	平成20年6月17日から平成23年6月16日まで以後1年ごとの自動更新

(注) 上記についてはライセンス契約に基づき、ライセンス料の支払を受けております。

(2)当社がライセンスを受けている契約

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱や、原油・原材料の高騰、株価の低迷などを背景とし、先行き不透明な状況で推移いたしました。また、生活関連商品の値上げによる家計への圧迫感から個人消費についても回復の兆しが見えない状況が続いております。

さらに、わが国のゲーム業界においては、オンラインゲーム市場の拡大は続いているものの、一方では事業再編の動きが活発化し、今後、国内外のゲームメーカー、あるいは異業種との統合や提携などのさまざまな動きが出てくる可能性も否めません。

このような経済状況のもとで当社は、創業時から一貫して単独で国際競争力のあるオンラインゲームの開発を続け、海外各国の運営会社との協力関係を深めながら、日本を含め広く12カ国地域のユーザーの皆様に魅力あるゲームを楽しんでいただいております。

当第1四半期には初めてヨーロッパにおける第一歩としてオランダのGame Capital B.V.社との『ゲットアンプド』ライセンス契約を締結するなど、ライセンス供与先である海外各国の運営会社との連携を図りながらユーザー数を拡大し、合計ユーザー数は平成20年9月30日現在で2,600万人を超えました。

しかしながら、既存ゲームタイトルはロングヒットではあるものの、主にアジア市場においては売上が減傾向にあり、また日本市場においても期待していた売上が獲得できておりません。当下期においては新規ゲームタイトル『ゲットアンプド2』『コズミックブレイク』の国内サービス及び海外サービスの開始による収益獲得力の回復を見込んでおりますが、当第1四半期会計期間においては、ロイヤリティ売上高は156百万円、自社運営売上高は42百万円、合計で198百万円となりました。

これに対し、当第1四半期会計期間は、当下期に予定されている新規ゲームタイトルのサービス開始に向けた人的・物的投資を積極的に行っており、人件費、外注費、販促費、研究開発費の著しい増加により販管費が増加いたしました。この結果、営業損失178百万円、経常損失175百万円、税引前四半期純損失175百万円となりました。

海外からのロイヤリティー収入にかかる外国税額について控除しきれない金額が発生したため、法人税等を35百万円計上し、最終的に四半期純損失は210百万円となりました。

(2)資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期会計期間末の総資産は1,026百万円であり、前事業年度末に比べて63百万円減少しております。主な要因は、現金及び預金の減少(122百万円)、有形固定資産の増加(28百万円)であります。

当第1四半期会計期間末の負債合計は426百万円であり、前事業年度末に比べ168百万円増加しております。主な要因は、前受金の増加(163百万円)であります。

当第1四半期会計期間末の純資産合計は599百万円であり、前事業年度末に比べ232百万円減少しております。主な要因は、自己株式の増加(24百万円)、利益剰余金の減少(210百万円)であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ104百万円減少し、525百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における営業活動の主な収入は前受金163百万円であります。

主な支出は、法人税等の支払額35百万円であります。

税引前四半期純損失は175百万円であり、未払費用が20百万円増加いたしました。

この結果、営業活動によるキャッシュ・フローは、46百万円の支出となりました。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における投資活動の支出は、主として有形固定資産の取得による支出35百万円であり、この結果、投資活動によるキャッシュ・フローは36百万円の支出となりました。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

当第1四半期会計期間における財務活動の支出は、自己株式の取得による24百万円であり、この結果、財務活動によるキャッシュ・フローは24百万円の支出となりました。

(4) 対処すべき課題

当第1四半期において、対処すべき課題の重要な変更及び新たに発生した対処すべき課題はありません。

なお、当社は、まだ小規模であり多額の開発コストが必要となるゲーム開発を行うことは得策でないと考えています。また、大規模投資でないゲーム開発で他社と同じジャンルで当社が新たな人気ゲームタイトルを確立することは難しいと考えております。そこで当社は、当社の得意技術を活用して手がけてきた3Dオンラインアクションゲームに加え、斬新な発想力と独自の開発力を活かし、さらに新たなジャンルでのゲームを提案していく所存です。

『ゲットアンプド』『ロボ聖紀C21』運営によるユーザーサービス及び認知度維持

当社は以前より、『ゲットアンプド』『ロボ聖紀C21』をユーザーにとって常に新鮮味のある魅力的なゲームにするために、新しいアイテム提供や機能の改善・追加等、ユーザーの興味を魅きつける努力を常に行ってまいりましたが、今後も各国でのユーザーサービスを継続していくとともに、『ゲットアンプド』『ロボ聖紀C21』を通じ当社認知度の維持・拡大を行っていくことが重要課題であると考えております。

新規タイトルの開発体制の増強及び収益拡大

一般的に、ゲームタイトルは開発したものの全てが十分な収益をあげられるとは限らず、今後はオンラインゲーム市場の発展と共に、競合となるゲームタイトルがさらに増加し、同時にゲームタイトルの入れ替えサイクルも早くなることが予想されます。当社としては、事業の安定化を図るためには、常に新しいゲームタイトルの開発を、複数同時並行で行えるような体制を構築することが必要です。これにより、新しいゲームタイトルのリリースに要する期間が短縮され、収益の安定化につながるものと考えております。

なお、当期におきましては当社が開発を進めておりました『ゲットアンプド2』『コズミックブレイク』が商用化する見込みとなっており、これら新規ゲームタイトルによる収益拡大を行っていくことが直近の最重要課題と考えております。そのための具体的な方策として以下の点に取り組んでいく所存であります。

- ・ゲームにおける新機能の開発・投入
- ・ライセンス供与する各国の地域特性に応じたローカライズでゲームの市場浸透率を高める
- ・日本では自社運営サービスによるユーザーの声を直接反映したユーザー獲得促進策の実施

自社でのオンラインゲームサービス提供

当社はこれまでオンラインゲームの開発に主眼を置いて事業を展開してまいりましたが、開発完了からサービス開始までの期間をより短くし、かつ、ユーザーの声を直接聞いて、ゲームタイトルの改善、新規タイトル開発へすばやく反映させるためには、自社でゲーム運営を行うことは非常に大きいメリットがあると考えております。

日本におけるオンラインゲームの一般的な認知度はまだそれほど高くはないと考えておりますが、当社は、今後日本においてもオンラインゲーム市場が拡大し、徐々にユーザーの数が増えていくものと予測しております。この潜在顧客を如何に確保するかが日本における自社運営サービスの課題であります。当社ではライセンス契約を締結したアジア各国の運営会社へのサポート経験をベースに、自社でのオンラインゲームサービス提供を通じてユーザーのニーズを的確に把握し、ゲーム開発やユーザーサポートにタイムリーに対応し、当社のファンとなっただけのユーザーの獲得に努め、今後の事業展開に活かしていく所存であります。

人的資源の確保

当社が今後継続的に成長していく為には、ゲーム開発プランナー、プログラマー、デザイナー、ネットワーク技術者、ゲームマスター、マーケティング担当者及び拡大する組織に対応する為の管理者等の優秀な人材を確保していく事が非常に重要であります。また日本ではオンラインゲーム市場が黎明期であるため、オンラインゲームビジネスに関与した経験のある人材の絶対数が限られており、他業種からの転職者をいかに教育して戦力化していくかも非常に重要であると認識しております。

株式会社の支配に関する基本方針について

A. 会社の支配に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、a.その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、b.株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、c.対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、d.買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

B. 会社の支配に関する基本方針の実現に向けた取組み

当社では、多数の株主の皆様が長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、以下の取組みを実施しております。

これらの取組みは、今般決定しました前述Aの会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

a. 企業価値向上への取組み

当社は、Network, Entertainment, Communicationを融合した新しい娯楽を創造することを目指しております。ライセンス供与先である世界各国の運営会社と綿密な連携をとりながら、各国の状況に応じたローカライズを行い、各国のユーザーにより楽しんでいただけるオンラインゲームを提供していくことが重要であると考えております。

当社の強みであるネットワーク技術を活かしたオンラインゲーム開発力をより高めながら、自社運営サービスの提供を通じたユーザーに楽しんでいただくための創意工夫等を日々の業務の中で積み上げていくことでユーザーの支持を獲得し、業績を向上させ、企業価値を高めていくことが株主の皆様をはじめとしたステークホルダーへの義務であると考えております。

企業が持続的に成長し、企業価値を高めていくためには、「収益性」「成長性」「安定性」の3つの要素をバランスよく追求することが大切ですが、当社は未だ小規模のベンチャー企業でありますので、当面は経営の安定性を確保しながらも企業規模を拡大成長させていくことが重要であると考えております。

そのための方策として、自社開発のゲームタイトルのライセンス供与をすでに進出済みの各国に加え、他の国や地域へ進めること、新しいゲームタイトルの開発を進めること、自社運営サービスの規模拡大を推進しております。

b. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性を向上させ、企業価値を高めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。また、株主を含めた全てのステークホルダーからの信頼に応えられる企業であるために、適切な情報開示を行うなどの施策を講じ、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを経営課題として位置付けております。

当社の企業価値の継続的増大を目的に、コーポレート・ガバナンスを強化し、経営の健全性の向上に努めてまいります。

取締役及び使用人は会社が社会の一員であることを自覚し、社会からの信頼を維持しさらに高めていくため、法令はもとより、人権を尊重し、関係法令、国際ルール及びその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に貢献するためにサイバーステップ憲章を制定しております。この憲章を実効ならしめるため、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めるものとしております。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行うものとしております。

当社は資本金5億円未満ですが、監査役会設置会社であります。取締役会は原則として1ヶ月に1回開催（監査役も毎回出席）し、取締役会規程に定められた付議事項について積極的な議論を行っております。また、監査役は、3名を社外監査役とし、監査の透明性、公平性を確保しております。

C. 不適切な支配の防止のための取り組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、大規模買付行為に関する情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見を独立した外部専門家（公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を受けながら慎重に検討したうえで開示いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付提案の条件の改善交渉や株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と取締役会から代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、最終的な判断を決定するために必要な情報と機会を与えられることとなります。

以上のことから、当社取締役会は大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益の向上または確保に合致すると考え、以下の内容の大規模買付行為がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、前述Aの基本方針の内容に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた「当社株式等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

D.本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上を目的とするものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

a.当該取組みが基本方針に沿うものであること

本プランは、前述Cに記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

b.当該取組みが当該株式会社の株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランにつきましては、平成19年7月27日開催の取締役会においてその導入を決議し、平成19年8月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様からご賛同をいただきました。

本プランの有効期間は、平成22年8月開催予定の当社定時株主総会の終結時までであり、また、その有効期間の満了前であっても、ア)当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または、イ)当社の取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。従いまして、本プランの導入及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

c.当該取組みが当該株式会社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じて独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならないとしております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発活動の金額は104百万円であります。

当社の研究開発活動の中心は、当社の強みであるネットワーク対戦型のゲームタイトルの開発及び自社運営サービスを行ううえで必要となるソフトウェア、並びにネットワークロボットや家庭用ゲーム機等の研究開発であります。

(6) 目標とする経営指標

当社では、収益力を計る指標として売上高経常利益率を重視すると共に、株主価値向上のために1株当たり当期純利益（EPS）を重要な経営指標として位置づけております。

当第1四半期会計期間の売上高経常利益率は88.4%、売上高は198百万円であります。

オンラインゲーム業界の競争に勝ち抜く為には、同業他社に負けけない程度の規模まで早期に拡大し、加えて安定した経常利益率を確保する必要があると考えております。当面は売上高の拡大を優先し、経常利益率は30%、EPSは10,000円を下回らないことを目標に従業員数を含めた規模の拡大に努めたいと考えております。

(7) 中長期的な会社の経営戦略

企業が持続的に成長し、その企業価値を高めていくためには、「収益性」「成長性」「安定性」の3つの要素をバランスよく追及することが大切ですが、当社は未だ小規模のベンチャー企業でありますので、当面は経営の安定性を確保しながら企業規模を拡大させていくことが重要であると考えております。

そのための方策として、すでに進出済みの韓国、中国、台湾、タイ、インドネシア、シンガポール、マレーシア、ベトナム、ブラジル、オランダ等以外の国々へ、当社及び当社オンラインゲームの認知度を高めるべくライセンス供与を進めること、各国の運営会社との連携を緊密にしながら新規ゲームタイトル『ゲットアンプド2』『コズミックブレイク』がヒットするよう努めること、当社の強みである開発力を生かしオンラインゲーム及び関連製品の開発を今後も継続して続けること、着実に実行してまいります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

重要な設備計画の変更

該当事項はありません。

重要な設備の新設等

当第1四半期会計期間において、新たに計画いたしました重要な設備の新設等はありません。

重要な設備の除却等

当第1四半期会計期間において、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	84,000
計	84,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年8月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年10月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	21,755	21,755	東京証券取引所 (マザーズ)	(注)1.2
計	21,755	21,755	-	-

(注)1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「提出日現在発行数」欄には、平成20年10月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行した新株引受権（ストックオプション）に関する事項は、次のとおりであります。

平成13年11月26日開催の臨時株主総会決議

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60
新株予約権の行使時の払込金額(円)	10,000
新株予約権の行使期間	平成15年11月27日から 平成23年11月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役、または使用人たる地位にあること。 権利者が行使期間到来後に死亡した場合は、相続人が新株引受権を相続する。 その他の条件は、本総会および新株引受権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株引受権付与契約書」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 新株引受権付与後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

行使価格調整式に使用する調整前行使価格を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合、株式分割により普通株式を発行する場合、行使価格調整式に使用する調整前行使価格を下回る価格をもって普通株式に転換できる証券または普通株式の引受権を有する証券を発行する場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格 =
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2. 新株引受権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株引受権の数を減じております。

3. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年4月30日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年4月30日に発行した
 第1回新株予約権（ストック・オプション）

区分	第1四半期会計期間末現在 （平成20年8月31日）
新株予約権の数（個）	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50
新株予約権の行使時の払込金額（円）	10,000
新株予約権の行使期間	平成17年5月1日から 平成22年4月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 10,000 資本組入額 5,000
新株予約権の行使の条件	（注）1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注） 1．権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。

その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2．新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

（コンバージョン・プライス方式）

調整後行使価格 =
$$\frac{（既発行株式数 \times 調整前行使価格 + 新発行 \cdot 処分株式数 \times 1 \text{株当り発行} \cdot 処分価格）}{既発行株式数 + 新発行 \cdot 処分株式数}$$

3．平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成15年9月30日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年9月30日に発行した
 第3回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年10月1日から 平成22年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格 =
$$\frac{(\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり発行・処分価格})}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成15年12月19日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成15年12月19日に発行した
第5回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	80
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年12月20日から 平成22年12月19日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格 =
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当り発行} \cdot \text{処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年5月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成16年5月26日に発行した
 第7回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	75
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	375
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年5月27日から 平成23年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
 その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格 =
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。
4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年5月26日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成16年5月26日に発行した
第8回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	3
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成17年5月27日から 平成22年5月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1. 本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格 =
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成16年12月21日開催の臨時株主総会決議及び平成16年12月1日開催の取締役会決議に基づき平成16年12月21日に発行した第9回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	93
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	465
新株予約権の行使時の払込金額(円)	20,000
新株予約権の行使期間	平成18年12月22日から 平成23年12月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 20,000 資本組入額 10,000
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること、
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格 =
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数} \times 1 \text{株当り発行} \cdot \text{処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

4. 平成17年10月19日開催の取締役会決議により、平成17年11月11日付で1株を5株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

平成17年11月15日開催の臨時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議に基づき平成17年11月15日に発行した
第14回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	40,000
新株予約権の行使期間	平成19年11月16日から 平成24年11月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 40,000 資本組入額 20,000
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役、監査役または使用人たる地位にあること。
その他の条件は、本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 新株予約権発行後に会社が株式分割または株式併合を行う場合、対象株式数を次の算式をもって調整する。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、会社の発行済普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価格を次に定める算式をもって調整し、調整により生ずる1円未満の端数は四捨五入する。

(コンバージョン・プライス方式)

調整後行使価格 =
$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当り発行・処分価格}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成19年8月24日開催の定時株主総会決議及び平成19年9月19日開催の取締役会決議に基づき発行した
 第15回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	158
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	158
新株予約権の行使時の払込金額(円)	118,609
新株予約権の行使期間	付与数の2分の1 平成21年9月20日から 平成22年9月19日まで 付与数全て 平成22年9月20日から 平成29年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 118,609 資本組入額 59,305
新株予約権の行使の条件	(注)1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。
 その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、取締役会決議における新株発行決議から、退職等の理由による権利喪失者の新株予約権の数を減じております。

平成19年8月24日開催の定時株主総会決議及び平成19年9月19日開催の取締役会決議に基づき発行した第16回新株予約権

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年8月31日)
新株予約権の数(個)	300
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	118,609
新株予約権の行使期間	平成21年8月25日から 平成25年8月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 118,609 資本組入額 59,305
新株予約権の行使の条件	(注) 1
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1. 権利行使時において当社の取締役または従業員いずれかの地位にあること、あるいは、当社と顧問契約を締結していること。
その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
2. 当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の

行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。)は次の算式により行使価格を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成20年6月1日～ 平成20年8月31日	-	21,755	-	334,895	-	324,895

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成20年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,859	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,896	19,896	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	21,755	-	-
総株主の議決権	-	19,896	-

【自己株式等】

平成20年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
サイバーステップ株式会社	東京都渋谷区笹塚一丁目48番3号	1,859	-	1,859	8.55
計	-	1,859	-	1,859	8.55

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年6月	7月	8月
最高(円)	91,500	91,700	89,000
最低(円)	72,000	63,000	68,500

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽A S G有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.3%
売上高基準	0.0%
利益基準	0.7%
利益剰余金基準	0.5%

1【四半期財務諸表】
 (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度に係る 要約貸借対照表 (平成20年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	617,786	740,265
売掛金	85,960	86,347
貯蔵品	1,374	751
その他	79,547	49,323
流動資産合計	784,668	876,688
固定資産		
有形固定資産	¹ 101,649	¹ 72,735
無形固定資産	10,213	9,347
投資その他の資産	² 130,020	² 131,290
固定資産合計	241,883	213,374
資産合計	1,026,552	1,090,062
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,264	9,188
未払法人税等	132	196
前受金	311,533	147,637
その他	107,992	100,939
流動負債合計	426,922	257,962
負債合計	426,922	257,962
純資産の部		
株主資本		
資本金	334,895	334,895
資本剰余金	324,895	324,895
利益剰余金	137,956	348,516
自己株式	207,425	183,188
株主資本合計	590,321	825,117
新株予約権	9,308	6,981
純資産合計	599,629	832,099
負債純資産合計	1,026,552	1,090,062

(2) 【四半期損益計算書】
 【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)
売上高	198,543
売上原価	39,147
売上総利益	159,395
販売費及び一般管理費	¹ 337,945
営業損失()	178,549
営業外収益	
受取利息及び配当金	564
為替差益	2,726
その他	136
営業外収益合計	3,427
営業外費用	
その他	298
営業外費用合計	298
経常損失()	175,420
特別損失	
固定資産除却損	² 102
特別損失合計	102
税引前四半期純損失()	175,522
法人税、住民税及び事業税	35,037
法人税等合計	35,037
四半期純損失()	210,559

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純損失()	175,522
減価償却費	8,481
長期前払費用償却額	1,269
株式報酬費用	2,327
受取利息及び受取配当金	564
為替差損益(は益)	3,101
固定資産除却損	102
売上債権の増減額(は増加)	387
たな卸資産の増減額(は増加)	622
仕入債務の増減額(は減少)	1,924
前受金の増減額(は減少)	163,895
未払費用の増減額(は減少)	20,688
その他の資産の増減額(は増加)	12,092
その他の負債の増減額(は減少)	15,315
小計	11,990
利息及び配当金の受取額	553
法人税等の支払額	35,169
営業活動によるキャッシュ・フロー	46,606
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	35,147
無形固定資産の取得による支出	1,536
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,684
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	24,236
財務活動によるキャッシュ・フロー	24,236
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,100
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	104,427
現金及び現金同等物の期首残高	630,265
現金及び現金同等物の四半期末残高	525,837

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期会計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)</p>
<p>1. 会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>たな卸資産の評価方法の変更 当社は、当第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日)を適用し、最終仕入原価法から最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 なお、当該会計方針を適用すべき会計事象が存在しないため、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	<p>当第1四半期会計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)</p>
<p>1. 固定資産の減価償却費の算定方法</p>	<p>有形固定資産の償却方法として定率法を採用しているため、事業年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定しています。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期会計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)において該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成20年8月31日)	前事業年度末 (平成20年5月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 36,439千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 28,734千円
2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産 2,245千円	2 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 同左
3 当座借越	3 当座借越 当社は、運転資金等の調達が必要が乏しくなったため、みずほ銀行と締結していた当座貸越契約を解除いたしました。

(四半期損益計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 研究開発費 104,607千円
2 固定資産除却損は、工具器具及び備品102千円であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自平成20年6月1日 至平成20年8月31日)	
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年8月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	617,786
預け入れ期間が3ヶ月を超える定期預金	110,000
預け金勘定	18,051
現金及び現金同等物	<u>525,837</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成20年8月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 21,755株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,859株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 9,308千円

(注) 当第1四半期会計期間末において権利行使期間の初日が到来しているものはありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)において該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)において該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期会計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)において該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)

1. スtock・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価	613千円
販売費及び一般管理費	1,713千円
計	<u>2,327千円</u>

2. 当第1四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期会計期間末 (平成20年 8 月31日)	前事業年度末 (平成20年 5 月31日)
1 株当たり純資産額 29,670.34円	1 株当たり純資産額 40,877.77円

2 . 1 株当たり四半期純損失金額等

当第 1 四半期累計期間 (自平成20年 6 月 1 日 至平成20年 8 月31日)	
1 株当たり四半期純損失金額	10,467.28円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	- 円

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、当第 1 四半期累計期間において新株予約権の残高がありますが、1 株当たり四半期純損失金額が計上されているため記載しておりません。

1 株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第 1 四半期累計期間 (自平成20年 6 月 1 日 至平成20年 8 月31日)
1 株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失 () (千円)	210,559
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る四半期純損失 () (千円)	210,559
期中平均株式数 (株)	20,116
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額 (千円)	-
(うち支払利息 (税額相当額控除後))	-
(うち事務手数料 (税額相当額控除後))	-
普通株式増加数 (株)	630
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	

(重要な後発事象)

当第1四半期会計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)

平成20年8月22日開催の第8期定時株主総会で承認された「当社の取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件」について、平成20年9月17日開催の当社取締役会において、以下の通り決議いたしました。

第17回新株予約権

(1)新株予約権の割当日

平成20年10月3日

(2)新株予約権の割当対象者

当社取締役(社外取締役を除く)2名

(3)新株予約権の発行価額

金銭を払い込むことを要しない

(4)新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 1,200株

(5)発行する新株予約権の総数

1,200個(新株予約権1個当たりの目的たる株式数1株)

(6)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込金額)

1株当たり72,965円

(7)新株予約権の行使により移転される当社普通株式の総額

87,558,000円

(8)新株予約権の権利行使期間

平成22年10月4日から平成26年10月3日まで

(9)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役または従業員いずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

禁固刑以上の刑に処せられていないこと。

書面により割当られた本新株予約権を全部または一部を放棄する旨を申し出ていないこと。

死亡していないこと。(なお、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。)

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(10)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11)新株予約権の取得に関する事項

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(12)新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(リース取引関係)

当第1四半期会計期間(自平成20年6月1日至平成20年8月31日)において該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 20 年 10 月 9 日

サイバーステップ株式会社

取締役会 御中

太陽 A S G 有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 新井 達哉

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 柴谷 哲朗

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているサイバーステップ株式会社の平成20年6月1日から平成21年5月31日までの第9期事業年度の第1四半期累計期間（平成20年6月1日から平成20年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、サイバーステップ株式会社の平成20年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は新株予約権を発行することを取締役会において決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。